

The Japanese Institute of  
Certified Public Accountants

資料1-3

# 国際監査基準(ISA)720(改訂) 主な改訂点の概要

日本公認会計士協会

2019年5月21日

# ISA720の改訂の経緯

背景	<p>企業の開示書類(年次報告書等)に含まれる財務諸表 &amp; 監査報告書以外の情報(その他の記載内容)の進展</p> <ul style="list-style-type: none"><li>記述的・定性的な情報(ビジネスモデル、リスク情報等)をより重視する傾向</li><li>財務諸表とMD&amp;A等の非財務情報をより有機的に関連付けた統合的思考の流れ</li><li>開示手段・開示文書の多様化</li></ul>
検討課題	<p>既存のISA720の見直しの必要性</p> <ul style="list-style-type: none"><li>その他の記載内容の範囲</li><li>監査人のその他の記載内容に対する責任(作業の内容)</li><li>監査報告書におけるその他の記載内容に関する報告</li></ul>
改訂の目的	<ul style="list-style-type: none"><li>多様化したその他の記載内容に関する監査人の対応に一貫性をもたらすことにより、監査品質の向上を図る。</li><li>その他の記載内容に関する監査人の責任の強化により、監査意見の対象となる範囲を拡大することなく、監査の価値を高める。</li><li>監査報告書に、ISA720(改訂)に基づく監査人の責任及び作業結果の記載を求めることにより、透明性を向上する。</li></ul>
プロジェクト・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"><li>2012年11月に公開草案、2014年4月に再公開草案を公表</li><li>2015年4月に最終版公表</li></ul>
適用時期	<ul style="list-style-type: none"><li>2016年12月15日以降終了事業年度から</li></ul>

# その他の記載内容に対する監査人の責任

- ISA720 は、財務諸表監査の一環として、その他の記載内容に関連する監査人の責任に関する指針を提供

- 監査意見は財務諸表に対するもの
- その他の記載内容に対して、保証を提供しない。
- 財務諸表の監査意見を形成するために要求される以上の監査証拠の入手を求めるものではない。

変更  
なし

- 財務諸表監査の一環として、監査人がその他の記載内容に関与する理由

- 財務諸表とその他の記載内容に重要な相違がある場合
  - 財務諸表の重要な虚偽表示の可能性 → 監査証拠の適切性と十分性の検討  
又は
  - その他の記載内容の虚偽記載の可能性 → 職業倫理上の誠実性の原則（公認会計士は、重要な虚偽又は誤解を招く陳述が含まれる情報等に、それと知りながら、その作成や開示に関与してはならない）と関連
- 財務諸表の重要な虚偽表示又はその他の記載内容の重要な虚偽記載  
→ 財務諸表及び監査報告書の信頼性を損ねる可能性

# 主な改訂点①—ISA720の適用対象の明確化

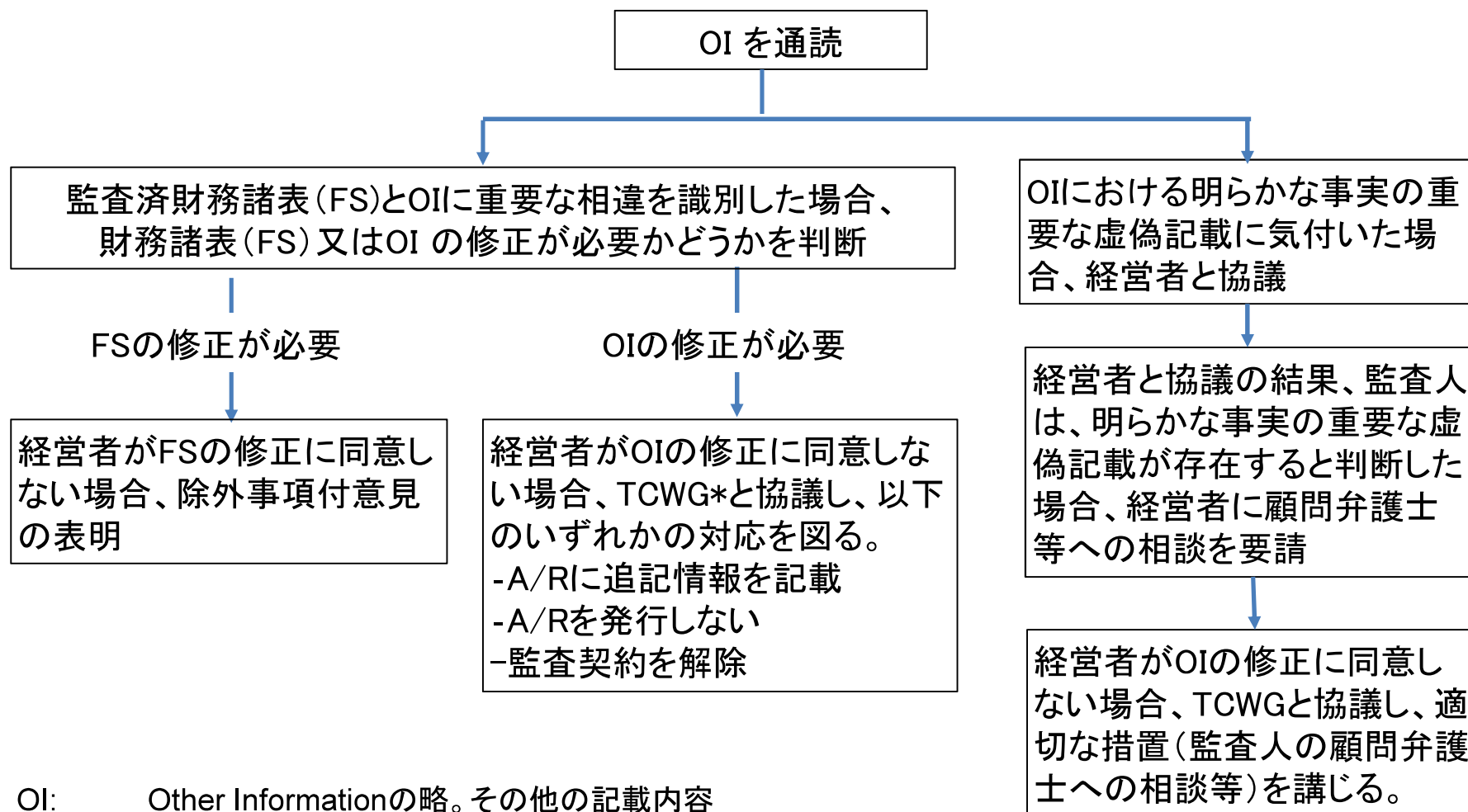
## ■ その他の記載内容の範囲の明瞭化

旧ISA720(=現行の監基報720)	ISA720(改訂)
<ul style="list-style-type: none"><li>その他の記載内容: 監査済財務諸表及び監査報告書が含まれる開示書類のうち、財務諸表及び監査報告書以外に法令又は慣行に基づき作成された情報。財務情報及び非財務情報が含まれる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>その他の記載内容: 年次報告書に含まれる財務諸表及び監査報告書以外の情報で、財務情報及び非財務情報が含まれる。</li><li>年次報告書: 法令又は慣行により経営者が通常年次で作成する単一又は複数の文書であり、企業の事業並びに財務諸表に記載されている経営成績及び財政状態に関する情報を所有者(又は同様の利害関係者)に提供することを目的として作成するもの。企業の動向、将来の見通し、リスク及び不確実性に関する情報、企業のガバナンス機関による記述、ガバナンスに関する報告などが含まれる。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>対象外<ul style="list-style-type: none"><li>開示書類公表時のプレスリリース</li><li>アナリスト向け資料</li><li>企業のウェブサイトに掲載される情報</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>対象外<ul style="list-style-type: none"><li>年次報告書とは別に作成される報告書で、特定グループの利用者のために作成される報告書(サステナビリティ報告書、社会的責任に関する報告書 etc.) や、規制業種において作成が求められる規制上の報告書</li></ul></li></ul>

# 主な改訂点②

## その他の記載内容に対する監査人の作業(1)

旧ISA720 (現行の監基報720)の要求事項の流れ



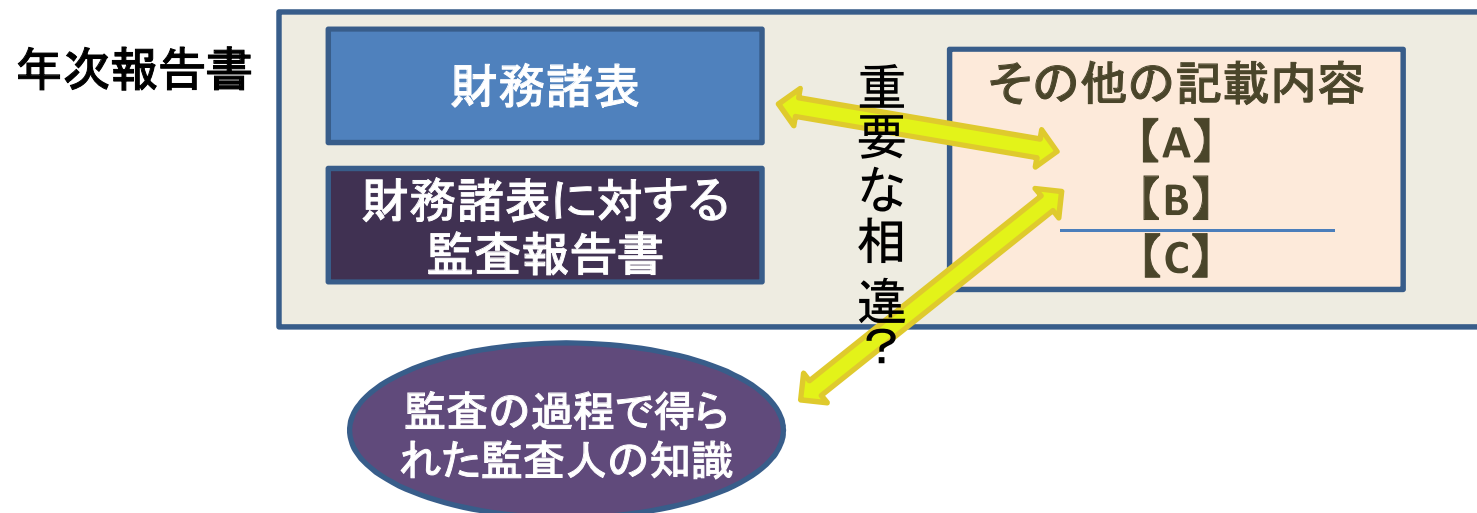
OI: Other Informationの略。その他の記載内容  
TCWG: ガバナンスに責任を有する者(監査委員会など)  
A/R: Audit Reportの略。監査報告書

## 主な改訂点②

### その他の記載内容に対する監査人の作業(2)

#### ISA720(改訂)のアプローチ

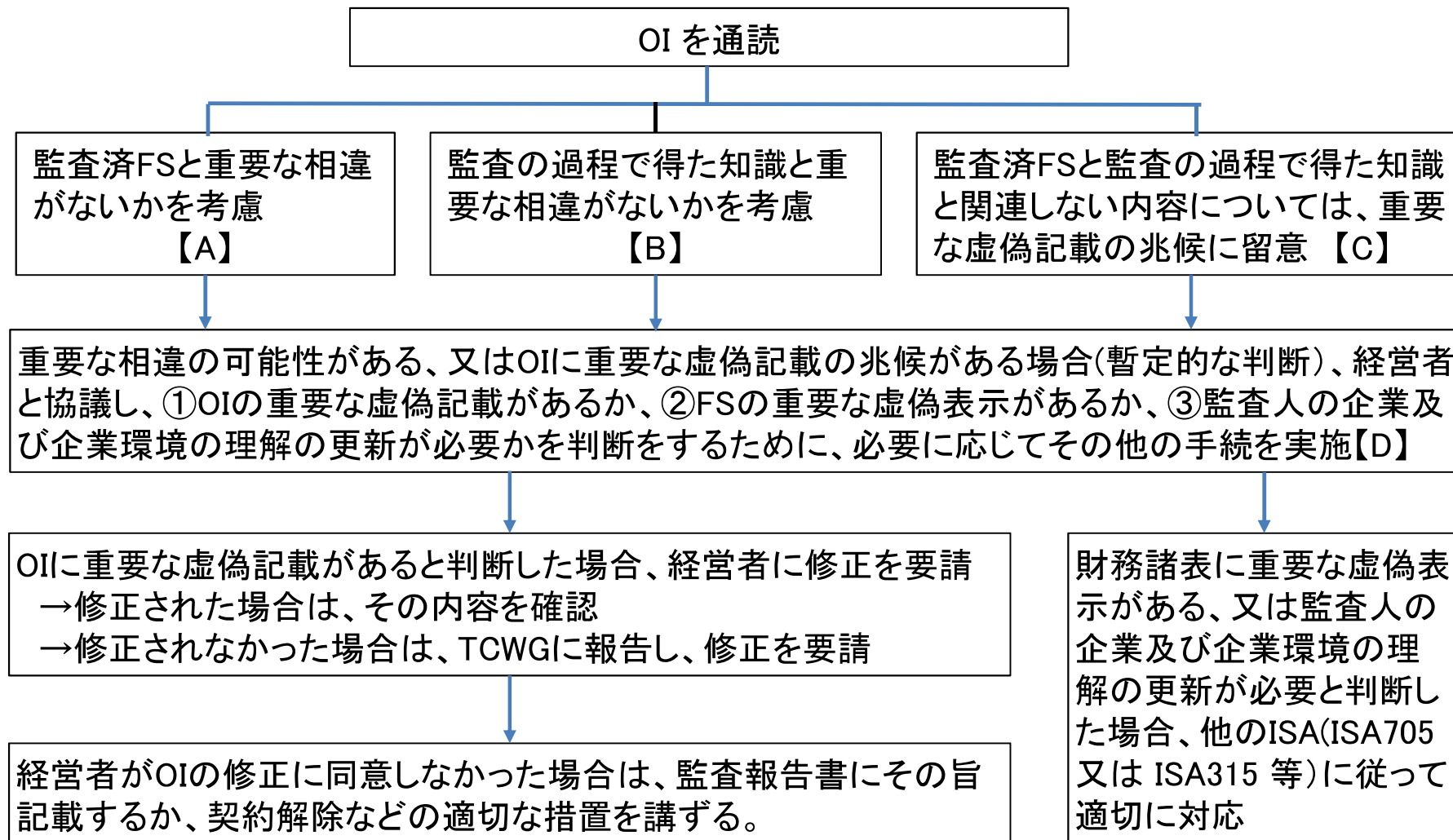
- 多様化したその他の記載内容に含まれる情報を分類
  - 【A】 財務諸表の金額又は他の項目と同一の情報、要約した情報、又はより詳細な情報
  - 【B】 財務諸表には記載されていないが、監査の過程で監査人が知り得た金額又はその他の項目
  - 【C】 それ以外の情報
- 各分類に対する手続の種類や範囲： 基本的には監査人の判断により決定するが、保証を提供しているとの誤解や実務のバラツキを避けるために適用指針で手続を例示
  - 【A】又は【B】と、【C】を明確に区分



# 主な改訂点②

## その他の記載内容に対する監査人の作業(3)

### ISA720 (改訂)の要求事項の流れ



# 主な改訂点②

## その他の記載内容に対する監査人の作業(4)

### ■ 通読に際しての手續に関する指針

#### 【A】 財務諸表の金額又は他の項目と同一の情報、要約した情報、又はより詳細な情報

- これらの項目の全てを比較することが求められているわけではなく、その他の記載内容の記載方法や文脈を考慮した重要度、金額の大きさ、慎重な取扱いを要するものかどうかなどを考慮して項目を選択し、財務諸表と比較する。

#### 【B】 監査の過程で監査人が得た知識

- 財務諸表監査の過程で入手した監査証拠と結論の範囲で考慮
- 監査人がリスク評価において入手した企業及び企業環境に関する情報と、資産の減損テストや継続企業の前提に関する評価の際に入手した情報、取締役会などの重要な会議の議事録の閲覧により得た情報等との整合性が対象になる。
- 基本は「知識のある者による通読(intelligent read)」であり、監査調書の参照や担当の監査チームメンバー又は構成単位の監査人への質問は必ずしも求められていない。必要に応じて監査調書の参照や担当メンバーへの質問を行う。

#### 【C】 それ以外の情報

- 監査人の専門外の情報が含まれる。重要な虚偽記載の兆候に留意して通読することで、監査人の一般的な知識との相違や、その他の記載内容における不整合に気が付くことがある。

### ■ 暫定的にOIIに重要な虚偽記載の可能性があると判断した場合の手續の例 【D】

- 経営者との協議に際して、その他の記載内容の裏付けとなる資料の提供を要請
- 財務諸表や監査の過程で得た知識と関連しない情報について、監査人が判断できない場合、経営者に適切な第三者の見解を得ることを要請。第三者の見解を得てもなお、判断が困難な場合の対応を例示(監査人の顧問弁護士等への相談、監査報告書での言及など)



## 主な改訂点③－監査報告書における報告(1)

---

- ◆監査報告書に「その他の記載内容」区分を設け、以下を記載
  - ・その他の記載内容に対する経営者の責任
  - ・監査報告書日前に入手したその他の記載内容を特定
  - ・監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、その他の記載内容に対していかなる形式の保証の結論も表明しない旨
  - ・その他の記載内容に対する監査人の責任
  - ・監査報告書日の前に入手したその他の記載内容について、以下のいずれかを記載
    - 報告すべき事項はない旨
    - 未修正の重要な虚偽記載がある場合はその内容

## 主な改訂点③ー監査報告書における報告(2)

### その他の記載内容

経営者はその他の記載内容に対して責任を負っている。その他の記載内容は、[対象となる報告書の名称]に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人の財務諸表監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

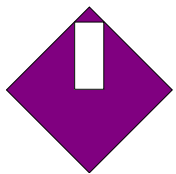
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。当監査法人は、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない(\*)。

(\*) その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合、下線部分を以下に修正する。

以下に記載のとおり、当監査法人は、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断している。

[その他の記載内容の重要な虚偽記載の内容を記載]



The Japanese Institute of  
Certified Public Accountants

ご清聴ありがとうございました。